



2016年 全日本マッチレース選手権大会

2016年2月11日～14日

レース公示 (v/1.3)

1 主催団体

本大会の主催団体（OA）は 日本ヨットマッチレース協会（JYMA）である。

本大会は（公財）日本セーリング連盟により全日本選手権として公認申請を行う（予定）。

本大会は以下の団体・企業の後援・協力の下に行われる。

- ・葉山マリーナヨットクラブ（HMYC）（予定）
- ・ニッポン・セール・トレーニング（NST）

2 開催地

開催地は 神奈川県葉山町の葉山マリーナである。

3 大会のグレード

本大会は ISAF グレード3として申請している。

このグレードは、ISAFにより審査され、明確な理由がある場合、変更されることがある。

4 予定プログラム

4.1 スケジュール

- レース本部は 2月11日（木）13:00に開場する。
- 登録受付およびクルー計量は以下の期間に行う。
2月11日（木） 13:15～15:15
翌日以降、毎朝 07:30～08:00
- プラクティス
2月11日（木） 13:00～16:00
希望者は上記時間に有料にてプラクティスを行うことができる。
ただし、受付前日までに希望する旨、実行委員長に連絡すること。
- 最初のブリーフィングは12日（金）08:30に行う。
- 最初のアンパイアとのミーティングは最初のブリーフィングに引き続き行う。
- レース日は 2月12日（金）から2月14日（日）の3日間である。
- 毎日の最初のレース時刻は 以下の通りである。
2月12日 10:30 最初の注意信号
2月13日～14日 9:00 最初の注意信号
- レガッタ・パーティーが2月13日（土）18:00から予定されている。
- 表彰式は2月14日16:00を予定している。

4.2 OAにより許された場合を除き、下記への出席は 義務:である。

- 最初のブリーフィング — スキッパー、
- 毎日のブリーフィング — スキッパー
- レガッタ・パーティー — スキッパーとクルー
- 表彰式 — ファイナルに進んだスキッパーとクルー



5 スkipパーの参加資格

- 5.1 以下の基準に基づき 12 名のスキッパーが招待される。OA により招待されたスキッパーのみがこの大会に参加する資格を得る。
- (a) 2015 年開催の以下の国内大会で上位 1 名のスキッパー（上位者がすでに全日本出場資格を有している場合には次点の者） 計 3 名
二宮杯、オータムマッチ、NST 伊藤園シリーズ『クリスマスマッチ』
 - (b) HMYC 代表スキッパー 1 名
 - (c) 2015 年 12 月 1 日時点での JYMA ランキング上位 4 名
 - (d) 海外招待スキッパー 4 名
 - (e) 上記に欠員が生じた場合には、JYMA 会長が推薦するスキッパーを招待する。
- 5.2 非常の場合を除き、登録されたスキッパーがレース中は常に舵を取らなければならない。
- 5.3 参加資格を保持するために、スキッパーは、招待状に記載された日付までに受理されるように、文書で (fax または e-mail でもよい) 招待受諾の確認をしなければならない。
- 5.4 すべての競技者は、ISAF 規定 19.2 の資格要件を満たしていなければならない。
- 5.5 すべての競技者は、www.sailing.org/isafsailor にてオンライン登録により ISAF セーラー ID を取得しなければならない。スキッパーは登録の際、OA に全員のセーラー ID を知らせなければならない。
- 5.6 日本人スキッパーは 2016 年度 JYMA スキッパー会員またはユース会員でなければならない。日本人クルーは 2016 年度スキッパー会員もしくはクルー会員、またはユース会員のいずれかでなければならない。
- 5.7 乗員のうち少なくとも 1 名は、有効な小型船舶操縦士免許（2 級以上）を所持していなければならない。海外招待選手（チーム）で乗員の中に日本の小型船舶操縦士免許所持者がいない場合には、オーガナイザーの裁量により、免許所持者を乗艇させ、かつ、できる限りの公正を図る。なお、これは、救済の理由にはならない。

6 エントリー

- 6.1 エントリーするには
スキッパーは、登録、クルーの計量、エントリー・フィーとデポジットの支払いを完了することによりはじめて、エントリーすることができる。すべての支払いは各項で指定した通貨による現金でなければならない。
- 6.2 エントリー・フィー
- (a) エントリー・フィー **¥120,000** を、**2016 年 1 月 20 日までに下記口座に振り込まなくてはならない。**
三菱東京 UFJ 銀行南藤沢支店 (732) 普通 0023391 日本ヨットマッチレース協会
 - (b) パーティー・フィー 1 名につき **¥3,000** をパーティーに参加する人数分、登録時に支払わなくてはならない。
- 6.3 取り下げ
スキッパーが招待を受入れ、大会の 2 ヶ月以内になって取り下げた場合、または OA（主催者）の書面による承認なく大会の終わりを待たずに大会を去る場合、ISAF によってそのスキッパーのその大会のランキングポイントには、0 点が適用されることがある。（ISAF 規定 27.2）
- 6.4 ダメージ・デポジット
- (a) 初めのダメージ・デポジット **¥100,000**（海外チームは US\$ または自国通貨の相当額でもよい）を、日本人スキッパーはエントリー・フィーと同時に振込みにより、海外スキッパーは登録時に現金で、支払わなければならない。このデポジットは 1 事故につきスキッパーが支払う限度額ではない。競技艇の保険免責額は **¥300,000** である。スキッパーには 1 事故につき保険免責額を限度とする額の支払いを求める場合がある。
 - (b) OA がダメージ・デポジットからの控除を決定した場合、OA はそのスキッパーが大会を続けることを認める前に、デポジットを元の金額に戻すよう求めることができる。



- (c) 大会終了後に残ったデポジットは、大会後 10 日以内に返金される。

7 規則

7.1

- (a) 本大会には、付則 C を含むセーリング競技規則 (RRS) に定義された規則が適用される。
(b) 艇の取扱い規則が適用され、それはプラクティスやスポンサー・レースにも適用される。クラス規則は適用されない
(c) 日本セーリング連盟規定は適用されない。

7.2 RRS の主な変更

- (a) 規則 86.3 に基づき、この大会ではマッチレースのために提案されている「テスト・ルール」を施行する。変更された規則の詳細は、NoR Addendum A を参照のこと。
(b) RRS41 に追加：(e) 水中からクルーメンバーを助け上げ、艇上に戻すための援助。但し艇に戻すのは、水中から助け上げた場所の近くの場合に限る。
(c) RRSC8.6 と C6.3 は帆走指示書で変更される。

- 7.3 OA は、国内法規の要求を満たすため、各艇に小型船舶免許所持者を配置することができる。

8 艇とセール

- 8.1 本大会は ヤマハ 30S タイプの艇でレースを行う。

- 8.2 6 艇の艇が用意される。

- 8.3 以下のセールが各艇に用意される。

メインセール、ジブ、スピナーカー

- 8.4 艇は、レース委員会の決定により、毎日カステージ毎のいずれかで、抽選により割り当てられる。

9 クルー (スキッパーを含む)

- 9.1 登録できるクルーの数は (スキッパーを含む) 最大 6 名である。9.2 項に定める制限内であればクルーを交替することができる。ただし最初のレースで乗艇した人数は、残りのすべてのレースでも同じでなければならない。クルーの交替は事前に RC の承認を得なければならず、交替に要する時間はスタート延期要請の対象とはならない。
9.2 レースに先立って計量するクルーの合計体重は、最低ショーツとシャツを着用した状態で、350 kg 以下でなければならない。
9.3 クルーの体重はレガッタの最中にチェックされることがある。再計量においては、合計体重制限は 10kg 増加される。この増加された制限体重の超過は、ペナルティーを課されることはないが、再度レースする前に、増加された制限体重まで減量しなければならない。
9.4 登録したスキッパーが大会を続けることができない場合、OA は初期のクルーメンバーを交代として認めることがある。
9.5 登録したクルーメンバーが大会を続けることができない場合、OA は交代、一時的な交代、または他の調整を認めることがある。

10 イベント・フォーマット

- 10.1 本大会は以下のステージからなる：

- ステージ 1 予選 シングル (もしくは、ダブル) ラウンドロビン
ステージ 2 セミファイナル ノックアウト
ステージ 3 3-4 位決定戦 ノックアウト
ステージ 4 ファイナル ノックアウト



- 10.2 その時の気象条件または残りの時間により予定されたフォーマットの完了が困難な場合、OAはいずれのラウンドでもフォーマットの変更、打ち切りまたは削除をすることができる。

11 コース

- 11.1 コースは、スターボード回りの風上／風下コースとし、ダウンウィンドでフィニッシュする。
11.2 予定しているコース・エリアは、葉山マリーナ沖とし、添付図にその位置を示す。

12 広告

- 12.1 艇と装備は主催団体により用意されるので、ISAF 規定 20.4 が適用される。それぞれの艇はOAが支給した広告を表示するよう求められる。
12.2 競技者は、開催地の陸上で広告を表示することは許されることがあるが、これはOAと個別の交渉に従わなければならない。
12.3 艇には広告に関する規則違反に対する抗議の権利は認められない（RRS 60.1 を変更している）。



13 賞

- 13.1 第1位から3位のスキッパーにはJYMA賞が贈られる。
- 13.2 OAは、不正行為または公式行事への出席を含む合理的な要求に従うことを拒否した場合に、賞を減ずることがある。

14 メディア、画像および音声

- 14.1 OAにより求められた場合:
 - (a) OAにより支給されたテレビジョン要員と機材（またはダミー）をレース中搭載しなければならない。
 - (b) 競技者はレース中、OAにより支給されたマイクロフォンを装着し、OAまたはRCに指示された場合、インタビューに応じなければならない。
 - (c) 登録したスキッパーはOAにより支給され、レースしている間コメンテーターが彼らと通信できるような通信装置を装着しなければならない。
- 14.2 競技者はOAにより支給されたメディア装置の正常な作動を妨害してはならない。
- 14.3 OAは、大会中に記録された画像や音声を無料で使用する権利を有するものとする。

15 コーチ・ボート

- 15.1 コーチ・ボートは、コーチしているチームの識別を目立つように表示しなければならない。
- 15.2 OAはコーチ・ボート用のバースは提供しない。
- 15.3 コーチ・ボートによるレースまたは大会組織へのいかなる妨害も、当該スキッパーまたはチームに対しPCの裁量により課されるペナルティーをもたらすことがある。

16 責任の否認

- 16.1 大会に参加するすべての者は、自己のリスクで参加している。OA、その関係者および任命を受けた者は、原因が何であれ、いかなる損害、損傷、傷害または被った不都合に対しても、その責任を受け入れない。

17 招待

- 17.1 参加申込みは、招待したスキッパーのみから受け付ける。レース公示5.1(e)に基づき招待を望む場合、できるだけ早く添付の書式に記入して招待要請をOAに登録してください。

18 問い合わせ先

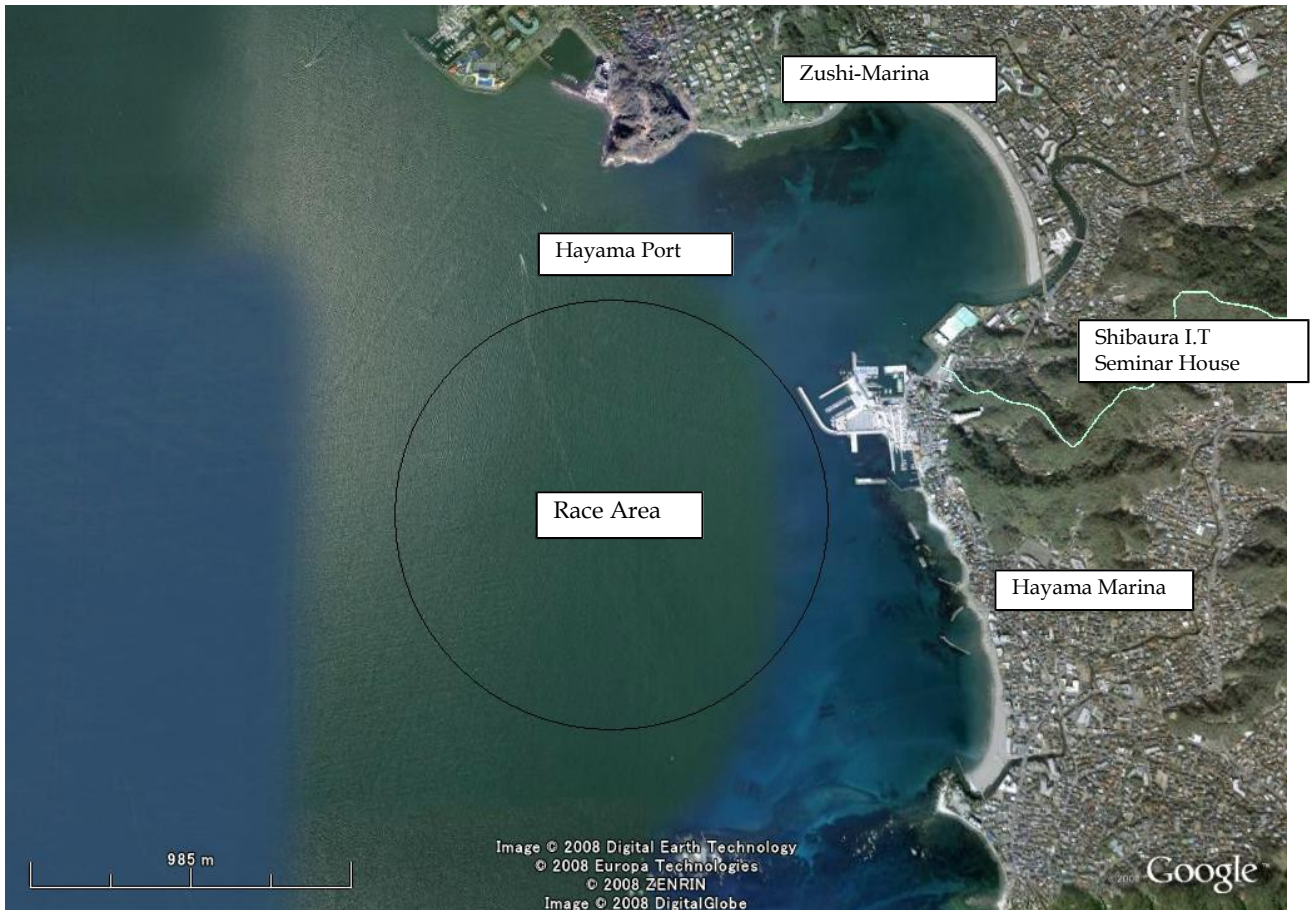
実行委員長：伊藝徳雄
Eメール：igei100@igei.net

発行日：**2015年12月07日**

レース公示：第 1.3 版



添付図： レース・エリア





2016年 全日本マッチレース選手権大会
2016年2月11日～14日

Invitation Request Form
招待要請申込書

Attn: JAPAN YACHT MATCH RACE ASSOCIATION
日本ヨットマッチレース協会 御中

Skipper スキッパー

Family Name 姓		First Name 名	
Team Name チーム名		ISAF Sailor ID ISAF セイラー ID	
Latest ISAF Ranking (open)			

Address 住所	
e-mail メールアドレス	
Fax ファックス	
National Authority	
Yacht Club	

Please submit to: Norio Igei at igei100@igei.net

送り先: 実行委員長 伊藝徳雄 Eメール: igei100@igei.net

締切 2015年01月20日



NoR ADDENDUM A – PACKAGE OF TEST MATCH RACING RULES version 1

以下がRRS変更の詳細である。

A 新しい規則 規則7をパート1に加える。

規則7 最後の確かな点

「もし2艇間の関係性もしくは関係性の変更に疑いがある場合は、最後の確かな点が適用される。」

B 規則18、付則C2. 6、C2. 7は削除して、以下に置き換える。

規則18 マークルーム

18. 1 規則18の適用

規則18は、定められた同じ側を通過するボートの間で、少なくとも1艇がゾーンに入っている時に適用される。ただし、マークに向かう艇とマークから離れる艇間では適用されない。

規則18. 2 マークルームを与えること

(a) 最初の艇がゾーンに入った時、

(1) 両艇がオーバーラップしている場合、

その時の外側の艇が、以降、内側艇にマークルームを与えなければならない。

(2) 両艇がオーバーラップしていない場合、

まだゾーンに入っていない艇が、以降、マークルームを与えなければならない。

(b) マークルームの資格を得た艇がゾーンから離れた場合、マークルームの資格は消失し、必要であれば、再び18. 2 (a) が適用される。

(c) 内側にオーバーラップし、そのオーバーラップが始まったときからでは、

外側艇がマークルームを与えることができない場合には、マークルームを与える必要はない。

規則18. 3 タッキング中、もしくはジャイビング中

内側にオーバーラップした権利艇が、プロパーコースを帆走するために、マークにおいてタックもしくはジャイブしなければならない場合、その艇はタックもしくはジャイブするまではそのコースを帆走するために必要とする以上にマークから離れて帆走してはならない。

C 定義の変更 「マークルーム」を以下に変更する。

マークルーム

艇がマークを回航して通過するまでのプロパーコースの帆走に必要なルーム。

D 以下の新規則を加える。

C2. 14

規則17を次のように変更する

スタート信号後、クリア・アターン艇が、同一タックの相手艇の風下に自艇の2艇身以内でオーバーラップした場合には、両艇が同一タックで2艇身以内の間隔でオーバーラップが続いている間、その風下艇はプロパーコースより風上を帆走してはならない。ただし、その風下艇がプロパーコースより風上を帆走しても、直ちに相手艇の後方となる場合は除く。この規則は、権利艇が下マーク、もしくはフィニッシュラインに向かうレグにいる場合、もしくは、そのオーバーラップの開始時が以下のような場合には適用されない。

(a) 権利艇が下マークに向かうレグにいる時

(b) 風上艇が規則13適用中の時

(c) 両艇がOCSの時